

平成21年度 公文書館業務の嘱託員募集案内

平成21年1月14日決裁

1 募集職種 一般嘱託員、外国語翻訳嘱託員

2 職務内容

(1) 一般嘱託員

ア 公文書等（外国語で記載された公文書等を除く）の収集・分類・整理・目録の作成に関すること。

イ 公文書の閲覧利用等に関すること。

(2) 外国語翻訳嘱託員

ア 公文書等（外国語で記載された公文書等）の収集・分類・整理・目録の作成に関すること。

イ 公文書の閲覧利用等に関すること。

3 採用予定数 若干名

4 雇用期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日

5 勤務条件等

(1) 勤務日数 月のうち指定する16日以内（職種により土日勤務有り）

(2) 勤務時間 午前8時30分～午後5時30分

6 報酬等 財団法人沖縄県文化振興会嘱託員設置要領により支給する。

7 応募資格

(1) 一般嘱託員

ア パソコンを扱える者。

イ 下記の(ア)の要件を満たし、(イ)から(エ)のいずれかに該当する者。ただし、地方公務員経験者（沖縄県庁）で勤続25年以上の実務経験を有する者はこの限りではない。

(ア) 学校教育法に定める大学以上の課程を修了している者。

(イ) 歴史学又は人文・社会科学に関する一定以上の知識を有すると認められる者。

(ウ) 古文書若しくは漢文史料に関する一定以上の知識を有すると認められる者。

(エ) 公文書館学を専攻した者。

(2) 外国語翻訳嘱託員。

パソコンを扱える者で下記のいずれにも該当する者。

ア 学校教育法に定める大学以上の課程を修了している者。

イ 外国語の読解力の能力を有する者（英検準1級以上又はTOEIC 730点以上、若しく

は TOEFL 550 点以上の者)。

(3) 欠格事項

地方公務員法第 16 条に規定する次の事項に該当する者。

ア 成年被後見人又は被保佐人。

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者。

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

8 応募の手続

(1) 募集方法

ア 沖縄県公文書館ホームページに掲載する。

イ 県内大学に募集案内を送付する。

ウ 募集案内のポスターを公文書館に掲示する。

ただし、年度途中の採用については、この限りではない。

(2) 応募方法

ア 提出書類 ・(財) 沖縄県文化振興会公文書館業務嘱託員応募申込書

・履歴書(市販の用紙に写真を貼付する)

イ 提出方法 持参又は郵送とする。

注) 郵送の場合は、封筒の表に「嘱託員応募」と朱書きし、簡易書留とする。

ウ 受付期間 平成 21 年 1 月 15 日(木)～平成 21 年 1 月 30 日(金)の午前 9 時から午後 5 時までとする。但し、土・日は受付しない。

(郵送の場合、当日消印有効)

エ 申込先 〒901-1105

沖縄県南風原町字新川 148 番地の 3 (沖縄県公文書館内)

財団法人沖縄県文化振興会総務企画課

電話 098(888)3875

9 選考方法

(1) 書類審査(1 次審査)

書類審査の結果、1 次審査合格者に対し平成 21 年 2 月 9 日(月)までに郵送により本人あて通知する。

(2) 採用試験(2 次審査)

ア 日 時 平成 21 年 2 月 20 日(金)

イ 場 所 沖縄県公文書館

ウ 試 験 個人面接

エ 採用の決定 合格者には 2 次審査後 10 日以内に郵送により本人あて通知する。

(3) 一般嘱託員のうち地方公務員経験者については書類審査及び面接を行う。

10 その他

- (1) 提出された履歴書は、合否にかかわらず返却しない。